

一般社団法人 SORA 小さな命を救う会 ボランティア規約

動物一時預かりボランティア

メンバー構成

1. 原則愛知県内に完全室内飼育可能な住居に居住しているメンバーで構成される。
2. 自宅には脱走防止策がされており、転居の予定がないこと。
3. 先住犬がいる場合は、原則不妊手術がされていること。
4. 同居の家族全員が、保護動物の一時預かりボランティアの活動に賛同していること。

飼育環境

1. 保護犬の首輪、迷子札、リード、ハーネスは、原則当会から配布されたものを使用する。
2. 飼育場所には脱走対策を行い、散歩はダブルリードで行うこと。
3. 咬傷事故トラブル防止の為、ドッグランやドッグカフェでは細心の注意を払うこと。
4. 迷子札の付いた首輪はトリミング以外 24 時間外さないこと。
5. 医療費及びトリミング代以外は原則自己負担とする。当会より必要とされ許可を受け発生した費用については寄付金より精算することとする。ただし、事前承諾されていない費用は精算の対象外とする。
トイレシート、フード、おやつなどの支援品や購入品がある場合は、頭数に応じ公平に支給する。

病気治療、美容

1. 医療費は当会負担とする。但し、協力病院に連れて行くこと。
2. 病気の悪化または、新たに発見された場合は代表者に連絡すること。
3. シャンプー、トリミングは協力サロンまで連れて行くこと。自宅でのセルフシャンプー、セルフトリミングも可。

トライアル

1. トライアル開始以降、里親と連絡をとり合い、預かり動物に関するアドバイスや会のイベントの告知などを行うこと。

トラブル防止

1. 常に保護した動物の性質を観察し、トラブル防止に心がけること。万が一保護した動物の咬傷事故がおきた場合、当会では一切の責任を負わないものとする。人間の医療費や動物の医療費もボランティア負担とする。
2. 当会の許可なく第三者に預けること、譲渡すること、遺棄することは厳禁とする。
3. 預かり動物の移動を求められた時は、指定された期日までに、移動先へ届けること。里親に貸し出す首輪、ハーネス、リード、迷子札など貸与品と、フードやトイレシートなどのご支援物資がある場合、トライアル 2~3 日分を保護動物と共に里親に引き渡せる状態に準備しておくこと。預かり動物は全て当会の保護下にあり、万が一期日までに移動されない場合は、当会より盗難届を提出する。
4. トライアル開始や正式譲渡については、当会のブログや公式サイトから発表されるまでは、個人的なブログや SNS でむやみに発信しないこと。
5. 預かりボランティアからの里親希望は、看取りなどの特例を除き原則不可とする。

退会

1. 退会する場合、預かり動物の正式譲渡が成立するまで責任を持って預かること。

お針子ボランティア

1. 作成する物品の材料は支援品や購入品がある場合は支給する。ない場合は自己負担とする。
2. 退会する場合、型紙など作成に関わる物は会に返却すること。

ボランティア共通

1. 退会する場合、退会の 1 か月前までに代表に申し出をし、退会までに責任を持って後任者に引き継ぎをすること。
また会が貸し出した物品は返却すること。
2. 当会で扱う情報秘匿を遵守するため、秘密保持契約書に署名・捺印の上、身分証明書のコピーを提示すること。

付則 本規約は 2018 年 4 月 1 日より実施する。

2018 年 10 月 25 日改定

2019 年 3 月 15 日改定